

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成30年第3回定例会提出予定議案の説明

- (14) 議案第151号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 新旧対照表

平成30年8月30日

健康福祉局

改正後	改正前
<p>○川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 平成30年3月20日条例第25号 (衛生管理等)</p>	<p>○川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 平成30年3月20日条例第25号 (衛生管理等)</p>
<p>第33条 介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第33条 介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>	<p>2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>
<p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同規則第9条の8第1項中「<u>法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設</u>（施</p>	<p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同規則第9条の8第1項中「<u>法第15条の2の規定による人体から排出され</u>」とあるのは「人</p>

改正後	改正前
<p>設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「<u>病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。以下この条において「施設告示」という。）に定める施設（施設告示第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準</u>」と、同条第2項中「<u>法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準</u>」とあるのは「<u>施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準</u>」と、第9条の9第1項中「<u>法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術</u>」とあるのは「<u>医療機器又は医学的処置</u>」と、第9条の12中「<u>法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器</u>」とあるのは「<u>医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器</u>」と、第9条の13中「<u>法第15条の3第2項の規定による医療</u>」とあるのは「<u>医療</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 基準省令第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務</p> <p>(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務</p> <p>(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）</p>	<p>体から排出され」と、同条第2項中「<u>法第15条の2の規定による検体検査</u>」とあるのは「<u>検体検査</u>」と、第9条の9第1項中「<u>法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術</u>」とあるのは「<u>医療機器又は医学的処置</u>」と、第9条の12中「<u>法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器</u>」とあるのは「<u>医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器</u>」と、第9条の13中「<u>法第15条の2の規定による医療</u>」とあるのは「<u>医療</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 基準省令第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務</p> <p>(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務</p> <p>(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）</p>